



公立大学法人長野県立大学と東御市との連携協力に関する包括協定書

公立大学法人長野県立大学と東御市（以下「両者」という。）は、相互の連携及び協力に関する基本的事項について、次のとおり包括協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両者が包括的な連携と協力のもと、各々の資源の相互活用と人的交流を行い、豊かな地域社会の形成・発展と人材育成に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次の事項について相互に連携協力するものとする。

- (1) 食及び健康に関すること
- (2) 教育及び保育に関すること
- (3) 地域文化の振興及び生涯学習に関すること
- (4) 地域産業の振興及びまちづくりに関すること
- (5) 学術研究の推進に関すること
- (6) インターンシップ等の現地学習に関すること
- (7) 学生の地域での活動に関すること
- (8) その他、目的を達成するために両者が必要と認める事項

（実施条件）

第3条 両者は、前条に掲げる事項の個別事業の実施に係る条件及び経費負担等について別途協議し、個別協定を交わすことができる。

（協議事項）

第4条 両者の連携協力による事業を円滑に推進するため、両者の求めに応じ協議の場を設けるものとし、その運営は両者の当該事業担当部署において実施する。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の1か月前までに、両者のいずれからも別段の申し入れがないときは、この協定は自動的に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（守秘義務）

第6条 両者は、正当な理由なく、この協定に基づく業務で知り得た秘密及び関係者の個人情報を第三者に提供もしくは漏洩し、又は第1条に規定する目的以外に利用してはならない。

2 両者は、この協定が前条の有効期間の満了等により効力を失った後も、前項の規定による秘密保持等の義務を負う。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義が生じたときは、両者が別途協議のうえ定める。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、両者が署名のうえ、各々その1通を保有する。

令和6年2月6日

長野県長野市三輪8丁目49-7

公立大学法人長野県立大学

理事長

安藤国威

長野県東御市県281番地2

東御市

市長

井岡利夫